

## 広島市テニス協会規約

(名称)

第1条 本会は、広島市テニス協会(以下「協会」という。)と称する。

(所属)

第2条 協会は、広島県テニス協会に属し、(財)広島市スポーツ協会に加盟する。

(事務所)

第3条 協会の事務所は、広島市内に置く。

(目的)

第4条 協会は、加盟団体を統括し、テニスの普及・指導・技術向上および品性の向上に資することを目的とする。

(事業等)

第5条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業等を行う。

(1) テニス大会の開催およびテニスに関する諸事業の共催・後援

(2) 財団法人日本テニス協会、中国テニス協会及び広島県テニス協会主催の諸事業の主管並びに(財)広島市スポーツ協会の事業への参加等の協力

(3) テニスの普及及び選手強化指導等

(4) テニスに関する情報の収集及び伝達

(5) その他協会の目的を達成するために必要な事業の開催及び支援

(組織)

第6条 協会は広島市に所在するテニスクラブ等の団体をもって組織する。

(加盟等)

第7条 協会の加盟団体になるには、申込書に加盟金を添えて申し込み、理事会の承認を得なければならない。

2 協会が受取った加盟金は、理由の如何を問わず返還しない。

3 脱会しようとする団体は、脱会届を会長あて提出するものとする。

4 協会は、加盟団体又は会員が本規約に違反したとき、又は協会の信用、品位等を失墜する行為があったときは、その程度に応じて理事会の議決を得て除名・資格停止又はその他適当と認められる処置をとることができる。

(役員)

第8条 協会には次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、

理事(会長、副会長を含む。) 若干名、

監事 2名、顧問 若干名、参与 若干名

2 名誉会長は、必要に応じて置くこととする。

3 会長及び副会長は、理事会が推薦し総会で選任する。

4 理事長は理事の互選とし、理事会で決定する。

5 副理事長は理事の中から理事長が推薦し、理事会で決定する。

6 理事は加盟団体の評議員から会長が推薦し、総会で決定する。但し、必要があれば評議員以外から会長が推薦することができるものとする。

7 監事、顧問及び参与は、理事会が推薦し総会で決定する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠及び増員により期間の中途にて就任した役員の任期は、次の改選時期までの残任 期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の職務)

第10条 会長は協会を代表し、その業務を総理し、総会及び理事会の議長を務める。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事長は、会務及び事業等の執行を統括する。

4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 理事は理事会を組織し、会務及び事業等を執行する。

6 監事は、協会の会計及び会務を監査し、理事会に出席し意見を述べることができる。 7 顧問及び参与は、理事会の諮問に応じ、協会に対し意見を述べるすることができる。

(評議員)

第11条 評議員は、加盟団体の会員から加盟金 1 万円毎に 1 名の割合で選出する。

2 評議員は理事を兼ねないものとする。

3 評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第12条 協会は、会務を適正かつ迅速に執行するため、理事会の下に事務局を置き、必要な事務を遂行させることができる。

2 事務局を第3条に定める事務所に置く。

3 事務局の業務日時は、総務部会の承認を得て加盟団体へ通知する。

4 事務局には、必要に応じて若干名の事務員を置くことができる。

5 事務員は、金銭の出納外事務全般の職務を遂行する。

6 事務員の勤務体制及び報酬、その他必要な事項は総務部会で別に定める。

(総会)

第13条 総会は評議員をもって構成し、会長がこれを召集する。

2 通常総会は毎年 1 回 3 月に開催する。

3 臨時総会は評議員の 3 分の 2 以上の要請があったとき、又は理事会が必要と認めたととき召集する。

4 通常総会は次に掲げる事項を議決する。ただし、第 3 号に掲げる事項は、決算見込等の承認を得て、4 月に監査結果報告を添えて、前年度の理事及び評議員に報告することで、議決とみなす。

(1) 規約の改廃及び変更に関すること。

(2) 役員の選出および決定に関すること。

(3) 会務事業報告及び決算報告の承認に関すること。

(4) 事業計画及び収支予算に関すること。

(5) その他理事会が必要と認めたと事項

5 総会は、評議員の 2 分の 1 の出席を持って成立する。この場合、書面又は代理人を以って議決権を行使する者はこれを出席者とみなす。

6 総会の議決は、出席者の過半数を以ってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、理事を以って構成し、会長がこれを召集する。

2 理事会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議する議案に関すること。
  - (2) 役員の推薦及び決定に関すること。
  - (3) 総会の決議により理事会に委任された事項
  - (4) その他会長が必要と認めた事項
- 3 理事会は、理事の2分の1の出席を持って成立する。この場合、書面又は代理人を以って議決権を行使する者はこれを出席者とみなす。
  - 4 理事会の議決は、出席者の過半数を以ってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (総務部会)

- 第15条 総務部会は、会長、副会長、理事長、副理事長、委員長及び副委員長を以って構成し、理事長がこれを召集する。
- 2 総務部会は次に掲げる事項を審議し執行する。
    - (1) 理事会に付議する議案に関すること
    - (2) 会務及び事業等の執行に関すること
    - (3) 総会又は理事会より委任された事項
    - (4) 委員会から提出された審議事項
    - (5) 日常会務等の緊急事項
    - (6) その他協会運営に必要とされる事項
  - 3 総務部会での審議内容によっては、同条第1項の役員以外から意見を求めるために関係者の出席を依頼することができる。

#### (委員会)

- 第16条 協会の事業等を適正かつ迅速に執行するため競技・強化・普及広報の委員会を設ける。
- 2 委員会は、委員長、副委員長、委員を以って構成し、委員長がこれを召集する。
  - 3 委員長は、理事の中から理事長が推薦し、理事会の承認を得るものとする。
  - 4 副委員長は、理事の中から委員長が推薦し、理事会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ず理事以外から推薦するときは予め理事長の承認を得るものとする。
  - 5 委員は、理事の中から委員会が選任する。ただし、必要に応じて理事以外からも選任することができる。
  - 6 委員の任期は、第9条の役員の任期を準用する。

#### (会計)

- 第17条 協会の経費は、別表第1に掲げる加盟金、登録料、公共団体等の補助金及び助成金、事業収入、寄付金ならびにその他の収入を以ってこれに当てるものとする。
- 2 協会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (その他)

- 第18条 会務執行に必要な運営細則等は、総務部会で別に定める。
- 2 広島県テニス協会及び(財)広島市スポーツ協会への役員の選出は、会長が行う。

#### 附 則

- 1 この規約は平成11年4月1日から実施する。
- 2 昭和56年1月1日制定の広島市テニス協会規約は廃止する。

#### 附 則

- 1 この規約は平成12年4月1日から実施する。
- 2 平成12年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、平成12年1月1日から平成13年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は平成15年5月17日から実施する。

別表第1

1 加盟金

協会への入会人数	加盟金
1人～30人	1万円
31人～60人	2万円
61人～90人	3万円
91人～120人	4万円
121人～150人	5万円
151人以上	6万円

- 2 登録料は、登録会員1人あたり年額1,000円とする。
- 3 この表の金額は、平成12年度登録から適用する。